

インターネットの利用による環境影響評価関係図書の継続公表に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づく環境影響評価関係図書の縦覧と併に行うインターネットの利用による公表の終了後に、市長が指定開発行為者等の許諾を得て継続して行う公表（以下「継続公表」という）を実施するに当たり必要な事務手続について定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、継続公表を実施することで、環境影響評価関係図書の公表の連続性を確保するとともに、市民の情報アクセスの利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、条例において定義されるもののほか、次の各号に掲げるところによる。

(1) 指定開発行為者等 指定開発行為者、法対象事業者、環境配慮計画策定者、条例第8条の10の規定に基づき自主的な環境配慮計画書に関する手続を行うことを市長に申し出た者、事後調査実施者、法対象事後調査実施者、条例第72条第1項の規定に基づき複合開発事業を行う事業者で指導に応じ環境影響評価等を行う者及び条例第74条の規定に基づき自主的な環境影響評価等を行うことを申し出た者をいう。

(2) 環境影響評価関係図書 別表第1に掲げる図書をいう。

(継続公表の対象とする図書及び継続公表の期間)

第4条 継続公表の対象とする図書及び継続公表の期間は、別表第1のとおりとする。

(継続公表の方法)

第5条 継続公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(継続公表の許諾)

第6条 市長は、継続公表を実施するときは、指定開発行為者等から許諾を得るものとする。

2 指定開発行為者等は、前項に係る許諾の是非について、環境影響評価関係図書の提出に併せて、別記様式1により市長に提出するものとする。

(継続公表の許諾の取消)

第7条 指定開発行為者等は、別記様式2により市長に継続公表の許諾の取消を申し出ることができる。

2 市長は、指定開発行為者等から条例第29条第1項に規定する指定開発行為の廃止の届出が提出されたとき又は第66条に規定する環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第30条第1項の規定により同項第1号又は同行第2号に係る通知があったときは、当該指定開発行為者等が併せて継続公表の許諾の取消を申し出たものとみなす。

(公衆送信権への留意)

第8条 指定開発行為者等は、環境影響評価関係図書について、著作権法(昭和45年法律第48号)第23条第1項に規定する公衆送信権保護の観点から市のホームページに掲載できない部分があるときは、当該箇所を除いて掲載するよう別記様式3により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該箇所に関しては市のホームページに掲載しないものとする。

(電磁的記録の作成仕様等)

第9条 指定開発行為者等が市長に提出する電磁的記録の作成仕様等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、条例に規定するインターネットの利用による公

表のために提出した電磁的記録が、次の各号に掲げる仕様を満たしているときは、提出を省略することができる。

- (1) 電磁的記録は、CD-ROMにより提出する。
- (2) ファイル形式は、PDF形式とし、各々のファイル容量が10MB以下になるよう分割する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に条例の規定に基づき縦覧を開始した環境影響評価関係図書については、この要綱の規定は適用しない。ただし、指定開発行為者等から当該環境影響評価関係図書の継続公表の実施を求める申出があったときはこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

事業	図書	継続公表期間
第 1 種行為	環境配慮計画書	条例に基づく環境配慮計画書の縦覧終了日の翌日から条例環境影響評価方法書の縦覧開始日の前日まで
	環境配慮計画見解書	条例に基づく環境配慮計画見解書の縦覧終了日の翌日から条例環境影響評価方法書の縦覧開始日の前日まで
	条例環境影響評価方法書	条例に基づく条例環境影響評価方法書の縦覧終了日の翌日から条例環境影響評価準備書の縦覧開始日の前日まで
第 1 種行為 及び 第 2 種行為	条例環境影響評価準備書及び要約書	条例に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の縦覧終了日の翌日から条例環境影響評価書の縦覧開始日の前日まで
	条例見解書	条例に基づく条例見解書の縦覧終了日の翌日から条例環境影響評価書の縦覧開始日の前日まで
	条例環境影響評価書	条例に基づく条例環境影響評価書の縦覧終了日の翌日から最終の事後調査報告書の縦覧終了日まで
第 3 種行為、 条例第 7 2 条 の規定に基づ き事業者が指 導に応じた事 業又は条例第 7 4 条の規定 に基づき事業 者が申し出た 事業	条例環境影響評価準備書及び要約書	条例に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の縦覧終了日の翌日から条例審査書の公告日以後 30 日間経過するまで
	条例見解書	条例に基づく条例見解書の縦覧終了日の翌日から条例審査書の公告日以後 30 日間経過するまで
法対象事業	条例第 4 3 条に定める法第 1 9 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類	条例第 4 3 条に定める法第 1 9 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の縦覧終了日の翌日から法第 2 1 条に定める評価書の縦覧開始日の前日まで
	法対象条例環境影響評価方法書	条例に基づく法対象条例環境影響評価方法書の縦覧終了日の翌日から法対象条例環境影響評価準備書の縦覧開始日の前日まで
	法対象条例環境影響評価準備書及び要約書	条例に基づく法対象条例環境影響評価準備書及び要約書の縦覧終了日の翌日から法対象条例環境影響評価書の縦覧開始日の前日まで
	法対象条例見解書	条例に基づく法対象条例見解書の縦覧終了日の翌日から法対象条例環境影響評価書の縦覧開始日の前日まで
	法対象条例環境影響評価書	条例に基づく法対象条例環境影響評価書の縦覧終了日の翌日から最終の法対象事後調査報告書の縦覧終了日まで
※ 上記に定める場合のほか、市長は、条例第 3 3 条で規定する規則で定める期間が経過した場合に、継続公表を中止することができる。		

継続公表許諾書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所〔法人にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価関係図書を継続公表することについて、

許諾します。

許諾しません。

1 指定開発行為等の名称

〔 〕

2 環境影響評価関係図書の名称

〔 〕

3 許諾しない理由

〔 〕

継続公表許諾取消申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した「継続公表許諾書」について、以下のとおり、許諾を取り消すことを申し出ます。

1 指定開発行為等の名称

()

2 環境影響評価関係図書の名称

()

3 許諾を取り消す理由

()

公衆送信権に係る申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 (法人にあつては、
主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

環境影響評価関係図書を継続公表することについて、著作権法第23条第1項に規定する公衆送信権保護の観点から、次の箇所については市のホームページに非掲載とするよう申し出ます。

1 指定開発行為等の名称

()

2 環境影響評価関係図書の名称

()

引用著作物	著作権者	非掲載の理由